

○佐野市田尻町清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果
の縦覧等の手続に関する条例施行規則

令和元年 12 月 26 日

泉佐野市田尻町清掃施設組合規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、泉佐野市田尻町清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(令和元年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 1 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(縦覧の期間等)

第 3 条 条例第 4 条第 2 項の規定による縦覧の期間のうち、次に掲げる日は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 縦覧の時間は、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までとする。

(縦覧の手続)

第 4 条 条例第 3 条の規定により縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者(以下「縦覧者」という。)は、縦覧申込書(別記様式)に必要な事項を記入し、管理者に申し込まなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第 5 条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 管理者は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第 6 条 条例第 6 条第 2 項の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地)
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(補則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和8年3月30日泉佐野市田尻町清掃施設組合規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第4条関係)

縦 覧 申 込 書

令和 年 月 日

泉佐野市田尻町清掃施設組合
管理者 様

(申込者)
住 所
氏 名 印

(法人にあっては、事務所又は事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

泉佐野市田尻町清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則第4条の規定により、縦覧に供された報告書等を縦覧したいので、申し込みます。

なお、縦覧に当たっては、下記事項を遵守します。

記

(縦覧者の遵守事項)

1. 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
2. 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
3. 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
4. 係員の指示があった場合は、それに従うこと。

以上